

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 6 Number 2

●巻頭論文

「21世紀の歴史認識問題」川島 真

●政策研究

「日韓安全保障協力は可能か—回顧と展望 1965-2015年—」細谷雄一

「時間制約のある働き方」市川恭子

「地方創生成功の鍵は戦前の地方自治の精神にあり」藤 和彦

「歴史に見る海上における実力行使の課題」由井暁生

●研究所ニュース

『東アジアにおける新しい海洋安全保障アーキテクチャー』シンポジウムを開催
ソウル大学総長、中曽根康弘会長を表敬訪問

戦後 70年—明日に向かって

世界平和研究所理事長 佐藤 謙

戦後、既に70年になる。

我々は、営々たる努力により、灰燼より立ち上がり、今日の繁栄と平和を手にしたが、我々を取り巻く環境と条件は激変してきている。明日の繁栄と平和のためには、我々の置かれている全体状況を直視し、固定観念にとらわれない、柔軟な考え方が求められる。そのような意味で、当研究所のように、内外の重要課題に対し自由な立場から、積極的に政策提言を行う役割は、今後益々、重要度を増すものと思われる。

我々を取り巻く国際情勢については、パワーバランスの変動を背景に世界秩序が流動化、安全保障環境の不安定化が進み、特に、東アジアでは、海洋の安全保障が喫緊の課題になっている。この地域の安定の確保には、日米同盟の強化と安全保障ネットワークの拡大が重要であるが、それとともに、海洋秩序に関する国際法遵守のための多国間協力枠組みの構築が必要と考える。当研究所では、去る1月、この問題についての国際シンポジウムを開催し、「アジア海洋安全保障協力機構（AMOSC）」（仮称）の構想を提案したところであるが、今後、その具体化についての議論を進めていくことを予定している。

また、我が国では、超少子高齢化が進み、経済はもとより、国全体の在り方に大きな影響を与えている。当研究所では、一昨年、出生率回復が国政における緊急課題であるとの提言を行ったところであるが、これに引き続き、本年は、女性・若者・高齢者の積極的活躍を促進する環境整備や働き方などについて調査研究を進め、提言を行っていきたいと考えている。

当研究所では、我が国及び世界が直面する問題について、幅広い観点に立って、研究活動を実施してきており、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い致します。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

巻頭論文

21世紀の 歴史認識問題

上席研究員

川島 真

■2015年という年

2015年は戦後70周年にあたる。またバンドン会議60周年、日韓基本条約50周年、日清戦争120周年、日露戦争110周年、対華21箇条100周年にあたることもあり、2015年にはさまざまな記念活動がおこなわれることになっている。これらの活動は、メディアによって増幅されることになろう。それぞれの国や地域で、たとえば日本で8月初旬から中旬にかけて、ヒロシマ・ナガサキから終戦へと、多くの特番や式典の中継がなされる。メディアにおいて、特定の時期に特定のテーマの内容が集中的に取り上げられ、さながらメディア・イベントと言われるような状況を呈している。その国や地域の人々は、毎年、その時期に特定の内容を目にし、耳にすることになる。中国では、7月から9月とより長い期間となっているが、昨今では一年中、抗日戦争ドラマがテレビで放映されるほどである。世界各地の多様なメディアによる報道やキャンペーンなどを視野に入れ、この一年をどのように「凌ぐのか」、あるいはいかにこの機会を利用して「表現し、発信するのか」ということが、日本にとって大きな課題となっている。

■「記念歴史学」の問題

しかし、「××何十周年」というように、何かしらの事件の「周年」を利用してイベントをおこなっていくことは、歴史学的には評価が難しい。というのも、こうした「周年」行事が研究を促進していく面があるものの、他方でこうした行事はメディアだけでなく、政治や社会、あるいは関係者の間で、歴史の記憶を喚起し、また新たな記憶を再生産する契機となる。その時々、政治的な思惑や社会の雰囲気などが、その歴史解釈に絡みついていく可能性があるのである。

中国での9月3日(日本が降伏文書に調印した1945年9月2日

の翌日)をめぐる状況が好例だろう。数年前まで中国社会でこの日を知る人は決して多くなかったが、2014年に全国人民代表大会において抗日戦争勝利記念日に再決定され、2015年には軍事パレードなどが計画されることによって、中国近現代史上の重要な一日として位置づけられるに至った。つまり、こうした歴史記念行事が繰り返される過程で、記念日の位置づけが変化し、(歴史学では無く)政治や社会から与えられる「公的な」解釈も変わってくる可能性があるのである。

■国内政治とメディアの「責任」

こうした解釈の調整や変更は、対外政策の面だけで理解できるものではないだろう。当然、国内政治に深く関わっている。いや、むしろ東アジアの歴史認識問題は、東アジア諸国の国内政治の動向と、それぞれの国内のメディアの報道が相互に刺激し合う中で形成されたものとも言えるだろう。そもそも、1980年代の教科書問題にしても、そもそもメディアによる「誤報(侵入を進出に修正するようにと検定で要求したとの誤報)」がその始まりであった。それはB検定であって、それ以前からもなされていた修正希望要件で、それほど強い要求では無かった。だからこそ、それは事件でも無く、大きな変更でも無かった。確かに、一部の教科書会社は、この修正希望を受けて内容を修正したから、この検定がまったくの虚構であったというのではない。だが、メディアが報じた内容と実態は大きく異なっていたのである。しかし、それが日本で報道されると、韓国や中国のメディアがこれに反応し、「外交問題」になった。メディアがいったん報道して、それが「外交問題」になれば、あとからメディア報道が契機となって、その報道が「事実」として認定されていったのである。結局、これが「事実」のように扱われて、当時の日本政府も、結局「近隣条項」を発表することなどによって事態を切り抜けたのである。

現在でも、日本国内での議論やメディアの歴史をめぐる議論は、そのまま英語や中国語、韓国語に翻訳され、時には都合良く切り取られて、即日海外で転載される。それがウェブにも掲載されて、世界に広まり、グローバルな、あるいは特定の言語の世界での「事実」として認識されていく。さらに、その海外での報道が日本語に翻訳され、日本のメディアで報道されれば、日本のナショナリズムもまた刺激される。また、新聞や雑誌だけでなく、ネットの世界、ソーシャル・ネットワークに於ける運動の連鎖もまた、大きな動力になっている。メディアは歴史認識問題の形成において大きな役割を果たしている。

だが、とりわけソーシャルメディアが歴史認識をめぐる市民間の対話の場を提供し、逆に「和解」に向けての動きがここから生じてくる可能性もあろう。無論、中国ではこうしたネットワークの

利用が制限されている面もあるが、対話や和解の可能性がないわけではないことは留意しておきたい。

■中国側の求めるもの？

こうした中で「正しい歴史認識」を国内で指定して、それを対外的にも強く主張しているのは、やはり中韓だろう。国内のみならず、対外的な宣伝、広報活動も活発だ。中国は、(中国側から見れば)安倍政権が「歴史修正主義」的だとして問題にしている。つまり、日中国交正常化以来の日中関係の基礎であった歴史をめぐる理解を崩している、というのである。日本では村山談話の継承の有無がしばしば話題になるが、そもそも1972年9月の日中国交正常化に際して発表された日中共同声明は歴史認識について次のように明言している。それは、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」ということであつた。

これに対して安倍総理は、先の戦争に対する反省は繰り返し述べているし、村山談話についても「全体として」引き継ぐことも明言している。そうすると、中国側が求めているのは、「全体として」ではなく、そのまま村山談話を継承することであろうか。中国側は、必ずしも“評価”“解釈”の基準を明確にしておらず、評価、解釈する権利を中国側が留保しようとしている。また、日中間で総理、外務大臣、官房長官が参拝しないことが靖国神社をめぐる調整ラインであつたはずが、次第に閣僚全体にその範囲が拡大されたように、中国側の日本への要求は昨今、大きく変化しつつある。だが、その要求の行き着く先がどこにあるのか、ということが不分明なのである。

また、中国国内では必ずしも多様な歴史観が許容されているわけではなく、「正しい歴史」が共産党により用意されている。そして、これが世界に向けて発信されている。これに対して、もし日本が「日本版・正しい歴史」を以て対抗すれば、どうであろうか。それでは、民主主義国家で多様な価値観を包容しうる日本の姿は失われ、世界から軽視されるであろう。民主主義社会に於ける歴史観は、歴史実証主義に裏打ちされながらも、多様なものである。世界で展開される「歴史戦」では、中国の土俵に引きずり込まれないことが肝要だろう。

■グローバルな歴史戦、

中国は、2014年2月27日の全国人民代表大会常務委員会で、9月3日を「抗日戦争勝利記念日」に、12月13日を「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」とする法案を採択した。前者は以前から定められていたものを再度決定したものである。昨年、この2日は、国家をあげて記念行事がおこなわれることになっている。これらの決定が2015年の戦後70周年、あるいは中国の言う

安倍政権の「歴史修正主義」に対応したものであることは言うまでも無い。

また、近年、国際社会に対する中国の働きかけも顕著だ。中国首脳は、さまざまな首脳会談で歴史問題を取り上げ、中露間では、15年5月9日にモスクワでおこなわれる対ドイツ戦勝70年記念式典に習近平国家主席が参加し、9月3日に北京でおこなわれる抗日戦争勝利70年記念式典にプーチン大統領が参加することとなっている。また、8月15日の韓国の光復70年の式典にも中国は高い関心をもっている。また、中国は14年にユネスコの世界記憶遺産として、南京虐殺と慰安婦関連史料を登録申請した。これをめぐる審理は15年におこなわれることになっている。そして、中国の首脳、在外公館、また中国系メディアは、「歴史」をめぐる広報活動を活発におこない、日本が歴史修正主義を採っているということを批判している。

■日本側の対応

日本もまた対外広報戦略を強化している。その効果は未知数だが、専門家の派遣、招聘、あるいはジャパン・ハウスの設置などがおこなわれようとしているものの、その実施方法それじたいにはまだ改善の余地がある。効果をきちんと分析することが必要だ。

日本側の対応として必要なのは、日本の戦争や植民地支配への認識や、戦後の和解への取り組みについて、国際社会に受け入れられるように説明することだろう。その際には、これまで日本政府が示してきた様々な談話だけでなく、周辺諸国との諸条約での立場や言葉が参考となるだろうし、また和解についてはODAをはじめ、戦後補償やアジア女性基金の取り組み、また村山政権以来進められた平和友好交流計画などが重要だ。特に、この平和友好交流計画で実施されたアジア歴史資料センターは、世界中の研究者から高い評価を受けている。そして、日韓や日中間でおこなわれた歴史共同研究も、その成果はいざしらず、特筆すべき試みであつたろう。

戦後70年に際して、過去への反省や謝罪だけでなく、こうした戦後70年間の和解へのさまざまな取り組みを踏まえることが求められるが、それだけでなく、今後への展望を示すことも必要かもしれない。たとえば近現代史教育を強化して歴史認識を深めていくことであるとか、近現代史にまつわる共同研究を実施するとか、21世紀版の平和友好交流計画を実施して和解に努めることなど、さまざまな可能性があるだろう。

いずれにせよ、2015年はとかく歴史をめぐる問題が注目される。日本に対しては、さまざまな批判的視線が向けられている。過不足無く、また瑕疵なく、これに対処していくことがどのようにして可能なのか、考え続けなければならない1年になるであろう。

政策研究

日韓安全保障協力は可能か

—回顧と展望 1965-2015年—

上席研究員

細谷雄一

はじめに

2015年は、1965年の日韓国交正常化から50周年を記念する年となる。しかしながら、近年の両国間の関係の悪化、そして両国における国民感情の悪化などが不幸な背景となって、2015年6月22日の日韓基本条約調印から50周年となるその日に両国政府間の記念式典などは予定されていない。日韓関係は、戦後最悪の時期を迎えているともいわれる。

両国間でこれほどまでに貿易や相互交流が緊密化していながらも、そのような記念式典を開けないまでに関係が悪化することをどのように考えれば良いのか。日韓両国ともアメリカの同盟国であり、北朝鮮情勢の不透明性を考慮すればよりいっそうの安全保障協力の強化が必要となっているのにも拘わらず、両国政府の首脳間の対話さえも実現ができていないのはなぜなのか。北東アジアの平和と安定に重要な意味を持つ日韓安全保障協力の今後を展望するためにも、過去半世紀の安全保障領域における日韓関係を回顧してみたい。

1. 日韓国交正常化と安全保障関係—1960年代

1965年の日韓国交正常化は、両国民の和解と友好に基づいて実現したわけではなかった。北朝鮮や中国、そしてソ連といった共産主義諸国の脅威に対抗するという冷戦の論理と、韓国の経済近代化という論理に基づいて実現したものであった。また当時の韓国は朴正熙軍事独裁政権下にあり、必ずしも国民感情に基づいて日本に接近したわけではなかった。冷戦下での日韓の戦略的利益は大きく重なっていたが、両国民の間には根深い相互不信や理解の欠如が横たわっていた。

朴政権にとっては自国の安全保障や経済近代化が最優先の国家的課題であり、それらを優先するならば日本との協力は

不可欠であった。というのも、韓国はこの頃、北朝鮮、中国、ソ連という共産主義諸国に包囲されており、この三カ国とは外交関係を有していなかったからだ。日本のみが協力関係を発展できる隣国であった。また同時に、韓国の存在は日本の安全保障にとっても不可欠であった。朴正熙大統領は1969年1月に、「日本政府や国民らが韓国の安全が日本の安全と直結しているという事実をもっと深刻に認識すべきです」と語った。

1969年11月の佐藤首相訪米の際に発表した日米共同宣言では、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」と書かれていた。この直後になされたナショナル・プレス・クラブでの佐藤首相の演説では、「韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあれば、これは、我が国の安全に重大な影響を及ぼす」と述べた。これは日米関係における「韓国条項」といわれ、日本と韓国の安全保障が、地理的な近接性からしても、相互に不可分であることが意識されるようになった。さらに、朝鮮半島有事の際には日米安保条約第6条に基づいて米軍がフリーハンドで出動できるように、日米間の密約も背後で結ばれていた。

2. 日米ガイドラインと北東アジアの安全保障—1970年代

1969年の時点で、ベトナム、日本、韓国、フィリピン、タイに駐留する米軍の兵力の合計は90万人を超えており、これはアメリカの財政に重くのしかかっていた。それゆえリチャード・ニクソン大統領はアジア諸国を歴訪する際にグアムで記者会見を開いて、同盟国により大きな防衛分担を担ってもらうことを求めた。いわゆるニクソン・ドクトリンである。ニクソン大統領は韓国政府と事前に協議をせずに、1970年7月には一方的に在韓米軍二個師団のうち一個師団を撤収すると発表した。また、翌年7月にキッシンジャー大統領補佐官が極秘に北京を訪問して中国に接近したことで、同盟国の日本と韓国の中ではアメリカへの信頼性が大きく低下した。北東アジアの同盟政治は大きく動揺した。

日本政府はそのようなアメリカの新しい政策に直面して、アメリカを東アジアから撤退させないためにも、日本がよりいっそう大きな防衛上の責任を担う必要を感じるようになる。1976年には、はじめてとなる「防衛大綱」を発表して、日本が目指す防衛戦略を体系的に提示することになった。また、同年に日米両国政府間で、「日米防衛協力の指針」いわゆるガイドライン作成作業を開始した。1978年11月に正式に決定されたガイドラインでは、「極東有事の際の日米防衛協力」についても言及されているが、国内政治的な理由から日本政府はこれを実施することが難しかった。このときに交渉にあたった中島敏次郎外務省アメ

リカ局長は、まずは日本自身の防衛を扱う5条事態を検討し、「それが終わったら、今度は6条の方に移ろうという手順でやっておりました」と回顧している。実際の周辺事態への対処と、有事法制は20年以上待たなければならなかった。

日本では1981年に個別的自衛権しか行使できないとする憲法解釈が定着することもあり、個別的自衛権の延長線として日本周辺のシーレーン防衛を海上自衛隊が担うようになる。これによって日本は、北東アジアの安全保障に一定の貢献をするようになる。ソ連や北朝鮮の脅威に対抗するためにも、このような活動に対して韓国政府も理解を示した。他方で、日本の個別的自衛権の行使を超える韓国との安全保障協力は、このときの憲法解釈では困難であった。

1982年に首相に就任した中曽根康弘は日韓関係を外交の最優先課題として、最初の外国訪問先として韓国を訪問した。中曽根首相は、「私は韓国を早期に訪問しました。アジアの国の方が重要であるというメッセージを発することを、戦略的に行ったのです」と述べている。また、1983年の日韓首脳会談共同声明では、「朝鮮半島における平和と安定の維持が日本を含む東アジアの平和と安定にとって緊要である点について認識をともにしつつ、この地域の平和と安定及び繁栄のため今後とも互いに協力していくことを確認した」と書かれている。中曽根首相は、北東アジアの地政学として、日本の安全保障にとって韓国との協力が重要であることを深く理解していた。それにより、中曽根政権下で日韓関係は最良の時代を迎える。

3. 冷戦後の日本の役割の拡大 —1980年代～2000年代

冷戦が終焉に向かうと、それまでの日韓安保協力の前提となっていたソ連の脅威が消失する。それにより、日本の防衛力増強に対して韓国での懸念がより顕著に示されるようになる。他方で、1990年代半ばに北朝鮮核開発危機が浮上すると、ふたたび日本と韓国が連携する必要が生じる。1998年10月には金大中大統領が訪日して、小渕恵三首相との間で日韓共同宣言に合意して、日韓関係は新しい協力の時代を迎える。この共同宣言では、「両首脳は、両国間の安保対話及び種々のレベルにおける防衛交流を歓迎し、これを一層強化していくこととした。また、両国それぞれが米国との安全保障体制を堅持するとともに、アジア太平洋地域の平和と安定のための多国間の対話努力を一層強化していくことの重要性につき意見の一致を見た」と書かれている。これは、日韓間での安全保障協力の発展を促す、はじめての画期的な文書となった。

しかしながら、その後の2001年以降の小泉純一郎政権の

時代には、小泉首相の靖国参拝問題をめぐって日韓関係は緊張の度合いを強めていった。日本と韓国の間で、安全保障協力や経済協力ではなく、むしろ歴史認識や戦後和解をめぐる摩擦が二国間関係の中心となる難しい時代に入ってしまった。それはまた、ソ連という軍事的脅威が失われ、中国との経済的相互依存が進み、さらには朝鮮半島の南北対話が進むことによって、日韓両国間の連携の必要性の認識が低下した帰結でもあった。

4. 日韓安全保障協力の発展 —2009年～2014年

2009年以降には、再び日韓安全保障協力が前進し始める。2009年4月に、浜田靖一防衛相と李相喜韓国国防長官との間で会談が行われて、北朝鮮のミサイル問題について意見交換を行うと同時に、日韓の「防衛交流に関する意図表明文書」を合意した。さらには、翌月にははじめてとなる日米韓の三国間の防衛相会談を開催し、北朝鮮の核実験を強く非難した。北朝鮮の脅威と不透明性が動機となって、日韓の安全保障協力の必要性が認識されるようになった。それはまた、2010年3月の北朝鮮の潜水艦艇の魚雷による韓国哨戒艇「天安」沈没事件によって、より深く連携する必要が理解されるようになった。2011年1月には、北沢俊美防衛相と金寛鎮国防長官の間で、日韓の安全保障協力をさらに進めて軍事秘密協定(GSOMIA)や相互軍需支援協定(ACSA)締結へ向けて意見交換をした。

ところが、2011年8月30日の韓国憲法裁判所の慰安婦問題をめぐる違憲判決以降、韓国政府は日本との対話の際には慰安婦問題解決を最優先せざるを得なくなる。それにより両国間の国民感情はよりいっそう悪化して、安全保障協力を行う基盤が崩れていった。2012年6月には、GSOMIAの調印式の1時間前になって、韓国政府から延期が伝えられた。両国間の不信感の蓄積と、対話の欠如は、その後の安倍晋三首相と朴槿恵大統領へと指導者が交代してから、悪化している。日韓安全保障協力は「冬の時代」を迎えている。

日本の言論NPOと韓国の東アジア研究院(EAI)の共同調査によれば、韓国では46.3%が日本を軍事的脅威と見なしている。また、日韓間で戦争が起きる可能性についても、日本ではそれについては8.8%のみがその可能性を肯定したのに対して、韓国では34.1%とい高い数字の人々がその可能性を考慮している。両国間での安全保障協力を進めるために、戦後日韓間で必ずしも優先順位が高く位置づけられてこなかった両国の国民の間での相互信頼の構築へ向けた努力が、よりいっそう重要になるであろう。

政策研究

時間制約のある働き方

主任研究員
市川恭子

少子高齢化の急速な進展による将来人口の減少、それに伴う労働力不足は我々が直面する日本の未来である。国立社会保障・人口問題研究所は出生率が現状のままの場合、およそ100年後に人口は3分の1、生産年齢人口(15～64歳)は4分の1になると推計している。4分の1の減少ではなく、4分の1になるのである。これを受けて、経済財政諮問会議「選択する未来」委員会は、労働力人口を推計し、出生率・労働力率が現状の場合は2060年に4割以上減少するが、出生率が回復し、女性の労働参加がスウェーデン並みに進み、高齢者の労働参加も進む場合は15%超減に抑えられるとしている。要するに、出生率の回復と労働力率の向上が鍵なのである。そこで、本稿では労働力率の向上について期待される潜在労働力と各々が抱える事情及び対応策を示してみたい。

1.期待される潜在労働力

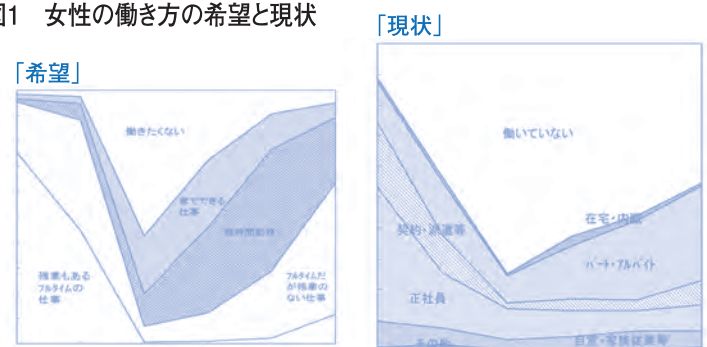
(1)女性

労働市場から離れている65歳以下の非労働力人口の7割は女性であり、労働力率向上には女性の活躍が欠かせない。M字カーブの底は若干上にシフトしつつあるものの、出産・子育て期の女性が離職する状況は変わらない。図1をみると、子どもが小さな時期は働きたくない女性が5割を超えるが、子どもが小学生では9割近くが在宅・短時間・残業のないフルタイムといった何らかの形で仕事をすることを希望している。一方で現状をみると、働いていない女性が働くことを希望する女性より多く、希望と現状にギャップがある。実際に出産・子育て時に離職した理由として、家事・育児時間の確保や体力・時間面での厳しさを挙げる女性が多く、家庭生活の時間確保のために離職している。逆に子育てしながら仕事を続けている女性の職場環境の特徴としては、育児等両立支援制度を活用できる雰囲気や個人的な生活時間の確保に配慮する雰囲気がある等生活時間の確保ができること等が挙げられる。更に実際に子育てしながら働く場合に重要な職場環境は、子ども

が病気の時や学校の行事などで休みが取れることが突出してニーズが高いというのも特徴である。従って、子育て中の女性が働く場合は、生活時間の確保が出来る、子どもの病気等突発的に休めるといった職場環境が必要なのである。女性の労働参加が向上するためには、長時間労働や突発案件への常時対応といった従来型の「時間制約のない働き方」から「時間制約のある働き方」を提示する必要がある。

こうした「時間制約のある働き方」への転換ニーズは、長時間労働が常態化している霞ヶ関でも高まっている。霞ヶ関女性キャリアによる働き方改革提言が昨年6月に公表された。ここ20年で国家公務員I種(現総合職相当)の女性採用が増加し、現子育て期世代の1～2割、次期子育て世代のI種職員の3割が女性である。女性割合の増加に伴い、長時間労働、勤務時間外突発案件への常時対応を求められる「時間制約のない職場」と出産・子育ての両立が課題として顕在化してきている。女性職員が増加する中で残業を前提とする働き方を継続したまま、「配慮」(子育て中の女性に対して突発案件の少ないポストへの配属や女性自身は残業免除で周囲の職員が負担)で対応するのは女性割合が低い世代には成立するが、現状では限界で組織として持続可能ではない。「残業前提型業務」の縮減等霞ヶ関全体の働き方改革が必要と提言している。要するに、24時間働けますという「時間制約のない働き方」から「時間制約のある働き方」への転換が求められているのである。

図1 女性の働き方の希望と現状



(出典)内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」

(2)高齢者

非労働力人口に占める65歳以上の高齢者割合は5割を超える。高齢化の進展と労働力不足の両面から考えると高齢者層にも更なる労働参加が期待されるが、日本の高齢者就業率は国際的にみて既に高く2割近い。イギリスやドイツ、フランスが数%である現状と比較して、既に日本の高齢者は労働市場で活躍している。ただ、高齢化のフロントランナーである日本の労働市場を踏まえると、65歳以上の男性、60歳以上の女性にも労働参加を期待する余地はある。

高齢者自身の就業希望アンケートでも働けるうちはいつまでも働きたいと考える人が3割を超えている。ただ、既に就業率が高い上に体

力や健康面での制約も考慮すると、一律に「〇歳以上は働く」といった目標を据えて制度設計するのは無理があろう。図2にあるように、団塊の世代が働く上で重視しているのは体力的に無理がなく自分のペースで進めるといったことである。高齢者は自分のスタイルに合ったフレキシブルな働き方を希望している。実際に就業を希望する高齢者の半数は短時間勤務を希望しているといった調査結果や体力・健康面での個人差を踏まえると「時間制約のある」フレキシブルな働き方を提示する必要がある。

(3) 離職リスクを抱える介護者

高齢化の進展に伴い、離職リスクを抱える労働者が増加する。要介護者の介護をする労働者である。2012年の就業構造基本調査において初めて介護に関する調査事項が追加された。同調査によると介護をしている人は557万人で290万人が有業である。過去5年間に介護・看護のために49万人が離職している。高齢化の進展により今後、介護離職者が増加する可能性が高い。

介護と仕事の両立にはどのような課題があるのだろうか。就労者と介護離職者の介護内容と負担を比較した調査によると、就労者の介護分担は身体介護等のいわゆる介護そのものより手続きや役割分担の調整等介護全体のマネジメントを行っている場合が多い。それに対し、離職者は離職者自身が全て行っている割合が高く、離職者自身が介護を一人で抱え込んでいるのである。ただ、現在介護しながら就業している人も自分の仕事を代わってくれる人がいない職場環境にあり、仕事を自分一人ですべて対応せねばならず、介護に時間を割けないことで介護と仕事の両立に不安を感じている。また、介護離職した人は、介護と仕事の両立が難しい職場だったことを理由に挙げる。就労者も離職者も、仕事を自分一人で抱え、仕事の拘束と介護を両立できずに離職のリスクに晒されているのである。高齢化の進展に伴う、介護離職リスクを引き下げるためにも「時間制約のない」フレキシブルな働き方が必要なのである。

2. 「時間制約のある働き方」へ

各々の事情を抱えた潜在労働力が活躍するためには、「時間制約のない働き方」から「時間制約のある働き方」を一つの軸とする働き方への転換が必要である。長時間労働・勤務時間外突発案件も常時対応を前提とする現在の働き方はどのように変えていくべきであろうか。その参考になるオランダとイギリスの事例を紹介したい。

オランダは、パートタイム労働者割合が4割近く、しかも非自発的パート労働者割合も5%未満と労働者が自らパートタイムを望んで選択しており、「パートタイム経済」「パートタイム社会」と呼ばれる。1970年代後半からの不況・高失業対策として、政労使により賃金削減と雇用確保のための労働時間短縮として「ワッセナー合意」が行われた。その後も90年代の相次ぐ法的措置によりフルタイム労働者とパートタイム労働

者は賃金・社会保険制度・雇用期間・昇進等について全く同等の権利が保障されている。フルタイムからパートタイムへ、パートタイムからフルタイムへの移行権利保障もされている。労働者は自分のライフステージに応じた働き方を自由に選択することが出来、オランダでは、女性の高労働力率と出生率上昇の同時回復を達成している。

イギリスは、長時間労働、子育てや介護における女性の役割が強調される等、先進国の中で労働市場が抱える課題が日本と共通であった。2000年以降、ワークライフバランス(WLB)を企業の競争戦略として位置付け推進してきた。法的規制を一部導入しつつ、企業の自主的取組促進というアプローチも日本と似ている。法的措置により、6歳未満の子どものいる労働者や介護者に対して短時間勤務等の柔軟な働き方を雇用主に請求できる権利を保障している。また、WLBキャンペーンにより企業の自主的なWLBの取組を財政的に支援してきた。イギリスにおいても、女性の高労働力率と出生率上昇の同時回復を達成している。

両国の取組を参考に日本の対応策を考えると、オランダ方式(法・制度による推進)が理想的ではあるが、導入時の経済状況が現在の日本と異なり、イギリス方式(法・制度と企業の自主的取組)が現実的と考える。国による短時間勤務・パートタイム労働者の権利向上と企業の自主的な取組促進の両方を推進する。具体的には、今後・期待される法・制度としては、育児・介護休業法の短時間勤務対象者の拡大である。現状は3歳未満の子を持つ従業員が対象であるが、対象者の拡大を視野にいれるべきであろう。本年4月施行の改正パートタイム労働法の効果を踏まえた上で、非正規パートタイム労働者の権利向上を図っていくべきである。正規短時間労働者の増加を図りつつ、非正規パートタイム労働者の身分保障も並行して向上させることにより両者のギャップを徐々に削減していくのである。また、企業の「時間制約のある」働き手活用を促進するためには、人事コンサルティング支援や企業トップへの働きかけを含めた政治のリーダーシップも重要であろう。

図2 「あなたが今、働く上で重視していることは何ですか」への回答



(出典)内閣府「団塊の世代の意識に関する調査」(2013年)

※本稿の見解は筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではない。

政策研究

地方創生成功の鍵は 戦前の地方自治の 精神にあり

主任研究員

藤 和彦

「地方創生」が安倍政権の最重要課題の一つとなっているが、少子高齢化の進展や地方公共団体の厳しい財政状況等から鑑み、「地域住民の手」によって行われる必要性がますます高まっている。

しかし、明治維新から約20年後に市制・町村制が施行されて以降、市町村の数は一貫して減少している。「明治の大合併（1888～9年にかけて市町村数が71314から15859に減少）」、「昭和の大合併（1956～61年にかけて市町村数が9868から3472に減少）」を経て、「平成の大合併（1999～2010年）」により、全国の市町村の数は3234から1727になってしまった。1自治体当たりの住民数は約7万となり、かつては地縁共同体だった市町村は巨大な行政システムの一部に埋没し、コミュニティ再生の担い手になることは実質的に不可能となってしまったのではないだろうか。東日本大震災の被災地でも「自治体の合併が震災直後の体制づくりや復興へのプロセスの足を引っ張っている」との声が多く聞かれ、専門家も「巨大化した市町村システムの下、住民が広域巨大災害に巻き込まれる可能性が飛躍的に上昇している」と懸念する。

戦後の日本では「市町村の規模の拡大は格上げ」と受け止められ、効率性の観点からの議論が中心であった。自治がもたらす恩恵がほとんど顧みられることがなく、地域の側も自治の意識が弱かったと言っても過言ではないが、ここに落とし穴はあるのではないか。

「アメリカの民主政治」で著名なフランスの政治思想家であるアレクシ・ド・トクヴィルは、ニューイングランド地方のタウンシップを目のあたりにして、「市民が自らの行政官をすべて任命し、自らに課税し、自らに税金を割り当てて徴収する」という生きた地方自治のあり方の重要性を痛感した。

トクヴィルのアメリカ訪問から180年後に当たる現在のフラン

スの1市町村（コミューン）当たりの人口数は約1600人と欧米諸国の中で最も少なくなっている。フランスでは地方税の6割が基礎自治体レベル（コミューン+広域共同体）に充当され、その税率が毎年市町村で決定されるため、国政選挙より地方（コミューン）選挙の投票率が高い。

コミューン内では、村長や議会が基本方針を決定するが実行するのは住民自身である（地方議員も積極的に行政参加している）。課題毎に複数のNPOが組織され、60歳代が中心的な役割を演じている。このような状況に憧れて1980年代に都市から農村に人口移動が本格化し、農村部の小規模なコミューンでは住民の3分の2が都市からの移住者というケースが少なくないという。

「政治制度はその国の習俗に根ざしたものにすべきである」とするトクヴィルだが、日本でもアメリカと同様の自治が戦前まで行われていた。

幕府のお膝元である江戸では町年寄や町名主らが「町法」という規則を定め、住民から町入用（現在の地方税に相当、全体で年間15.5万両と大大名並みの予算規模だった）を徴収して、道路の補修や治安・防災面、さらには司法機能などの自治を行っていた。このため約100万人という人口を擁しながら、江戸の町政は300人前後の役人で運営されていた。農村部でも鎮守の森の下、治安から軍事に至る村のあらゆる問題を決定するため徹底した話し合い（寄り合い）を行い、これに基づいて自治を行っていた。

明治維新後も西郷や大久保、さらには山縣などの要人達は、江戸時代の自治のあり方を高く評価していた。征韓論で下野した西郷隆盛は、藩内を多数の郷邑に分け、自らが設立した私学校の生徒たちに幅広い行政分野を任せるという「重郷主義」を貫いていた。先述した通りその後市町村合併が始まったが、昭和に入っても地方自治体の職員の7割が無給（名誉職）であったように自治の伝統は生きていた。

戦後の日本国憲法で「地方自治」が明記されたが、戦時体制化の意識が続いたために自治の意識は薄れるばかり、最近では国民は「行政サービスの受け手」という側面のみが強調されるようになった。現在の日本人は「漠然とした不安」に苛まれていると指摘されることが多いが、この依存体質が不安心理をかき立てているのではないだろうか。

地域社会を住民が自らの力で担う仕組みを構築するには、欧米の事情をかんがみ、数千人程度の住民数が適当である。現在の市町村はその適正規模をはるかに超えてしまったため、市町村を細分化した「コミュニティ」の単位を構築しなければならないが、1970年に自治省（現・総務省）が定めた「コミュニティに関する対策要綱」が、その地区の設定を「小学校の通学

区域や町内会の範囲など」としているのが参考になる。

小学校の数は現在約2万強、1校区当たりの住民数は約6000人である。広島県三次市青河地区等のような「小学校を中心とする地域コミュニティ」づくりに励んでいるところも少なくない(文部科学省の規制緩和措置等により小学校の統廃合が最近加速していることが気にかかる)。

筆者はさらに第1次世界大戦後に盛んになった自治会(町内会)の活動にも注目している。

現在全国に存在する自治会は約30万弱、親睦機能を中心に活動し、役員の高齢男性化が進み、加入率も減少傾向にあるが、活発な活動を行っているところも少なくない。

例えば立川市の大山自治会だが、住民数は約4000人(約1600世帯)だが、その加入率は100%である。自治会長の佐藤良子氏の在任期間は15年を超えるが、世代毎に役員を推薦制で選ぶ仕組みを構築するなど数々の画期的な取り組みを行っている。特にユニークなのは地域のために自らの力を発揮し創造的に生きる大人を「創年」と称して高齢者の積極的な参加を促していることである(自治会自らが葬儀も行っている)。

いわゆる「増田レポート」の発表を契機により「地方が消滅する」との悲観論が広まっているが、地方の人々の「誇り」が空洞化することはあってはならない。

視点を世界に転じると、有権者の間でグローバリゼーションに対する懸念がかつてなく高まっており、保護主義など市場への一層の国家管理を提唱する政党(極右及び極左)の支持が急拡大している。

「自治の習慣を完全に放棄した人々が、彼らを指導すべき人物を正しく選ぶのに成功しうるとは考えにくい。地域の小事の管理運営を負わせることがはるかに大事である」とトクヴィルは指摘しているが、地域の活動に直接参加するという経験から市民の間に公益に対する責任感(公德の精神ではなく利益に基づく、私益と公益との調和を目指す公共精神)がはじめて生まれるのではないだろうか。

「日本人が1人1人は弱いかもしれないが、顔見知り集団に忠節を尽くす時に最大のパワーを発揮する」と言われているが、戦後日本のコミュニティの代表だった「カイシャ」がバブル崩壊に消滅し、「男女とも30歳ぐらいいまでに結婚して、正規雇用者である夫が家計を担い妻が家事・育児の責任を持ち、老後に配偶者か子に看取られて亡くなる」という「戦後型家族(山田昌弘中央大学教授)」のシェルター機能が劣化し続けている。

このため、戦前までの先人の気概に思いを馳せつつ、民主主義の学校である地方自治の復活により地方再生を図り、日本全体の政治の土台を再構築しようではないか。

政策研究

歴史に見る 海上における 実力行使の課題

研修員

由井暁生

近年、東シナ海および南シナ海において、中国と周辺諸国のあいだで、緊張状態が生じていることは、周知のとおりである。こうした状況のなかで、「サラミ戦術(小刻みに既成事実を積みあげていく戦略)」の一環としてなのであろうか、外国の公船や漁船そして「抗議船」が、わが国周辺にも出没するようになってきている。これら船舶に対して、必要に応じて、何らかの実力行使が必要となる事態も考えられる。

ところで海上における実力行使は、公海上であれ領海内であれ、意外と厄介な問題をかかえている。本来的にいえば、海上での実力行使は、まず航行の自由の原則から、大きく制約されている。国連海洋法条約は、実力行使に関する細部にわたった規定を、十分に備えてはいるわけではない。グレーな部分がある。

また近世の捕獲法・捕獲規定に端を発する臨検、拿捕の国際慣習法は、帆船時代の慣習を色濃く残している。船舶の高度な技術的發展を視野に入れているとはいえず、また近年の「シー・シェパード」にみる過激な活動を行う「抗議船」を、必ずしも考慮しているわけではない。そのうえ人道主義上の制約も、ますます大きくなりつつある。

本稿では、海上における実力行使について、いくつかの事例を紹介し、検討してみたい。

1. タラ戦争

タラ戦争(1958-76)とは、アイスランド・英国間の漁業紛争で、アイスランドによる一方的な専管水域の指定に端を発するものである。その舞台となったアイスランド周辺水域がタラの好漁場であり、またアイスランド沿岸警備隊(ICG)の哨戒艦と、英国のトロール漁船、曳船、英国海軍漁業保護戦隊のフリゲートが、あたかも戦争のように、ラング(意図的な船体衝突)や進路妨害などを繰り返したところから、「タラ戦争」と呼ばれた。

紛争当初ICGは、漁業専管水域内に所在する外国漁船の臨検拿

捕を試み、一定の成果をあげた。しかし、英国トロール船団は、これに激しく抵抗した。闘争のためには、船体衝突をためらわず、僚船による組織的な取締の妨害も行われた。くわえて英国政府は、民間の曳船を傭船して漁船団に随伴させ、必要に応じて英国海軍漁業保護戦隊(フリゲート数隻基幹)を派遣し、自国船団の保護にあたらせた。漁業保護戦隊の活動は、ひじょうに積極的であった。英国漁船にアイスランド官憲が乗船した場合(実態的にいえば拿捕された場合)は、すみやかに軍艦を派遣し、当該船へ乗船班を乗船させ、先に乗船したアイスランド沿岸警備隊員等を退去せしめた。

こうした英国側の強力な抵抗に直面して、アイスランド当局は、臨検拿捕よりも、むしろ操業の妨害に焦点をあてて、英国漁船の排除を試みるようになった。当初は、ラミングと進路妨害がその主たる戦術であったが、70年代からは、魚網を切断するネットカッターが使用されるようになった。いかに英国漁業保護戦隊が優秀でも、カッターを曳航しながら果敢に突入してくるICGの哨戒艦から、操業中のトロール船団を守りきることは、きわめて難しかったという。英国海軍艦艇と漁船団随伴の曳船も、ICGの哨戒艦に対する積極的な妨害につとめ、その結果、船体の衝突にいたるケースが多数生じた。

タラ戦争は、プロフェッショナル同士の戦いであったといえる。英国トロール船団員、アイスランド沿岸警備隊員そして英国海軍軍人のあいだでは、海員ならではのプロフェッショナルリズムが共有されていた。漁船員にせよ、軍艦等の乗員にせよ、過酷な北洋で活動する英国・アイスランドの海員は、ともに世界最高水準の「船乗り」である。危険な局面も生じたが、沈没、転覆といった最悪の事態にいたったケースは皆無である。

英国海軍とアイスランド沿岸警備隊も、ともに自制的であったことも重要であろう。拿捕された英国漁船上で、救援に駆けつけた英国海軍乗船班とアイスランド沿岸警備隊員が対峙する局面もあったが、小競り合いすら発生しなかった。英国漁船乗員も、いざアイスランド官憲に乗船されると意外と冷静で、昨今の中韓の漁船・海上警察間で繰り広げられているような船上の乱闘騒ぎはみられなかった。船体衝突等が原因で死者を生じた際も、両国の海員は比較的冷静であった。対峙状況のなかでの人命の損失が、復讐の連鎖や事態のエスカレーションの契機にならなかったことは、特筆すべきことともいえる。

2. 湾岸戦争の海上要撃とNGO

1990年12月26日、イラク籍船「イブン・ハルドゥーン」は、オマーン湾をイラクへ航行中に、豪フリゲート「シドニー」の要撃をうけた。同船には、平和運動団体「ピースシップ」の活動家60名が搭乗し、イラク向け「人道物資」を搭載していた。同船は、船舶無線などによる誰何、警告をすべて無視したが、船舶の性質上、警告射撃は控えられた。かわりにSEAL小隊および米第4海兵遠征旅団の偵察小隊がヘリで同船へ降下した。

乗船した部隊は、船橋へ向かったが、中部甲板で女性活動家によ

る「人間の鎖」に行く手を阻まれた。数で劣勢な部隊は、人間の鎖を突破できず、そこで小競り合いが発生した。女性活動家が隊員の武器に手をかけようとし、また隊員一名が転倒させられたところから、部隊は、警告射撃を実施し、発煙弾も使用して、無血で事態を収拾した。その後、部隊は船橋を制圧し、船長に航路の変更を要請した。船長は変更に応じ、同船はオマーン湾から退去した。

3. ガザ船団とイスラエル海軍

この事件は、封鎖対象港であるガザへむけて、多数のNGO活動家と人道援助物資を公然と輸送中の、いわゆる「自由ガザ船団」が、公海上でイスラエル海軍部隊によって阻止された事件である。同船団が、度重なる進路変更命令を無視したところから、イスラエル海軍は、2010年5月31日未明に奇襲的な強行乗船を試みたが、乗船班は、活動家の組織的な抵抗に遭遇した。制圧の過程で、イスラエル海軍はNGO活動家9名を殺害した。負傷者は双方合わせ40名以上にのぼる。

イスラエル海軍は船団6隻中5隻に対しては、高速舟艇からの乗船を実施し、それらの速やかな制圧に成功した。船団の中心であった「MV マヴィ・マルマラ」については、ヘリコプターからの急速な人員降下が実施された。多数の旅客が乗船していたところから、事前の警告射撃や船体射撃は実施されなかった。しかし同船では、先述したように組織的抵抗に遭遇した。

初期に降下した隊員は、特殊部隊要員ではあったが、軽武装であった(けん銃とペイントガンのみとも伝えられている)。船団の構成員の一部は過激なイスラム原理主義団体のメンバーであり、降下してきた隊員を一人ずつ待ち受けては、金属棒などで激しい暴行を加えたうえ拘束した。

そこでイスラエル側は、火力の優位をもって、船内の制圧と拘束された隊員の解放にあたった。双方の死傷者の大半が、同船で発生している。死者はすべて船団側の人員である。非武装勢力に対して火器を使用したことは、慣習国際法上の比例不適合であるとの批判は、免れない。

若干の考察

敵対的な勢力同士にせよ、宗教的、地域的その他の共通性を有する場合、いってみれば「土壇場でブレーキ」がかかる。タラ戦争はその好例である。プロフェッショナル間にある暗黙の信頼関係が、事態の予期せぬエスカレートを防いでいた。

これに対して、「イブン・ハルドゥーン」のケースでは、対峙したのは、米海軍特殊戦隊員・海兵隊員と平和団体の構成員である。ともに旧西側諸国出身者で構成されていたが、それ以外にさしたる共通する部分がない。またこのNGOは海の「素人」であり、誰何や警告を無視するだけでなく、無分別に臨検隊員の武器に手をかけた。流血をみなかったことは、ひじょうな幸運であったと言わなければならない。

ガザ船団事件も、イブン・ハルドゥーンの事例と同じで、イスラエル海軍とハマスを支援するNGO関係者のあいだには、信頼を築く基盤がまる

で欠けていた。「ガザ船団」中の過激分子の立場から言えば、事態のエスカレーションは、むしろ望むところであった。

捕獲にあたって、人命よりも船体や搭載貨物の安全が重視された帆船時代と比するに、現代の拿捕臨検は、きわめて高度な人道的配慮が要求されている。そこで停船措置としての射撃(停船射撃)を実施する余地は、減りつつある。

現代の停船射撃は、帆船時代とは異なり、大型船舶の進行を物理的に停止させるものではない。いわば警告射撃の延長線にある存在で、対象船舶乗員に心理的な圧力をかけるところに、主眼が置かれている。

特別な事情がないかぎり、非武装のNGO「抗議船」等に対して実施できる性質のものではないであろう。こんにちの多くの海軍や沿岸警備隊が、回転翼機や高速舟艇などをも駆使した強行乗船に、依存せ

ざるをえない理由が、ここにある。イスラエル海軍が、ガザ支援船団に、奇襲的な乗船を強行したのにも、無理からぬ部分があろう。警告射撃、射撃を実施することなく、鉄パイプを振りかざす活動家の一群のなかに、軽武装の隊員を一人ずつ降下させたのだから、イスラエル海軍は、並々ならぬ覚悟で、人道的な任務遂行を期したに違いない。

ところで、わが国では、海上における警告射撃、船体の接触、武装の顕示については、否定的に受けとめる向きがある。むしろ強行接舷等による立入検査が期待されているようにもみえる。しかし、先にみた諸事例を考えるに、乗船の強行が、常に最良の選択であるとは、考えにくい。状況によっては、人道的な配慮が、非人道的な結果につながることも、十分にありえる。事態の様相に即して、柔軟に必要な手段を選択することが望ましいといえよう。

研究所ニュース

『東アジアにおける新しい海洋安全保障アーキテクチャー』シンポジウムを開催

2015年1月30日(金) 於:ザ・キャピトルホテル東急

今般、世界平和研究所主催、読売新聞後援にて、1月30日に都内ホテルにおいて「東アジアにおける新しい海洋安全保障アーキテク



チャーに関するシンポジウム」が、アジアおよび米国、豪州を含む九か国からの有識者を招聘し、80人以上の聴衆の参加のもと開催されました。シンポジウムでは、各国有識者による活発な議論が



展開されました。

冒頭、世界平和研究所の佐藤謙理理事長より、東アジアには、喫緊の課題である海上の安全保障問題に関して、監視能力を備えた地域機構が存在しないことを指摘しつつ、「アジア海洋安全保障協力

機構(Asian Maritime Organization for Security and Cooperation, AMOSC)(仮称)」の創設を提案しました。

とりわけ、昨年11月の日中間の首脳会談や1月22日には日中高級事務レベル海洋協議が開催され、また、本年がASEANと中国との間の海洋問題に関する協力年であることなどをふまえ、新たな提案を行うものであることにつき言及がありました。

第一セッションでは、「東シナ海及び南シナ海における海洋安全保障問題と紛争に関する現状と見方」と題して、北岡伸一世界平和研究所研究本部長(国際大学学長)がモデレーターを務

め、フィリピン、ベトナム、中国、台湾、日本の参加者からの報告が行われました。

フィリピンのロイロ・ゴレズ氏(元上院議員)は、中国による南シナ海の島嶼の埋め立てが地域のみならずグローバルな勢力均衡に影響を与える点を強調しました。

ベトナムのトラン・ベト・タイ氏(ベトナム外交学院)は、2014年の南シナ海情勢を概観する報告を行いました。

中国の朱鋒氏(南京大学)は、中国以外の地域諸国も海洋における自己主張を強めていると述べ、安全保障のジレンマを回避する重要性を指摘しました。

台湾の林泉忠氏(中央研究院)よりは、台湾の参加なくして、南シナ海の海洋紛争の解決はありえず、台湾は交渉の当事者たるべきことが強調されました。

日本の香田氏(元海上自衛官)は、南シナ海の永興島、赤瓜礁、スカボロー礁で行われている中国の埋立ては、同海域の中心部に戦略的な三角形を作り出し、地政学的構図を変える点を強調しました。

さらに、モデレーターの北岡伸一世界平和研究所研究本部長(国際大学学長)よりは、海洋紛争を国際法に基づいて多国間で協議を通じて解決していくことの重要性について指摘されました。

コーヒブレーイクの後、世界平和研究所の松本太主任研究員から、OSCEモデルに基づく「アジア海洋安全保障協力機構(AMOSC)」のアイデアの具体的な提案説明が行われました。

同機構は、海洋での紛争防止やマネジメント、中長期的な秩



研究所ニュース

序づくりを目的とし、主な任務として、①中立的な立場から紛争海域を監視し、報告を作成する、②加盟国の外交当局や、海洋保安機関、海軍などの関係者一同が集まり、信頼醸成を図る、③加盟国の海洋保安機関などのキャパシティビルディングを行うなどを想定していることが説明されました。



第二セッションでは、「新しい地域的な海洋アーキテクチャーを含む海洋紛争に関する前進の方策と政策提言」と題して、藤崎一郎世界平和研究所副理事長（前駐米特命全権大使）がモデレーターを務め、

AMOSCのアイデアに対してインドネシア、シンガポール、マレーシア、豪州、米国からの参加者による報告及びコメントが行われました。

まずインドネシアのシャフィーア・ムヒバット氏（インドネシアCSIS）およびシンガポールのジェーン・チャン氏（RSIS）からは、新規の提案よりも既存のASEANの海洋安全保障アーキテクチャーを整理統合する重要性が指摘されるとともに、ASEAN中心主義との整

理の必要性や、アジアにおいては欧州の知見を借りる必要は必ずしもないのではないかと諸点が指摘されました。

マレーシアのスッパイア氏（マラヤ大学）は、最初はインフォーマルな取り組みから初めて次第にフォーマルなやり方に発展させる方策について指摘し、その一例として太平洋経済協力会議（PECC）をモデルとすることを提言しました。

豪州のジョン・リー氏（シドニー大学）は、提案成功の条件について、①勢力均衡の反映、②地政学重視、③制度の非遵守コストの向上の三点を述べました。

米国のクローニン氏（CNAS）からは、中国がアジアの海域で国際法などのルールを守ることが必要であり、この点で地域において包括的な枠組みを作ることの重要性が指摘されました。

世界平和研究所としては、今回のシンポジウムを通じて提示された各国有識者の意見やコメントをふまえて、ありうべき「新しい海洋安全保障アーキテクチャー」について、AMOSCのアイデアを中心に年度末に向けて報告書を作成し、今後、関係各国の官民に対してアイデアを提示していくことを考えています。

ソウル大学総長、中曽根康弘会長を表敬訪問

2015年2月16日、Nak-in Sungソウル大学総長（2014年7月就任）をはじめ、Jong-Ho Jeongソウル大学国際協力本部本部長やCheol-Hee Parkソウル大学日本研究所所長など5名が、中曽根康弘会長へ表敬訪問されました。Nak-in Sung総長は、中曽根会長との挨拶において、表敬の意とともに、ソウル大学が研究と文化交流を通じて、日韓関係の相互理解を深めることに努力していくことを述べ、さらに昨年4月に東京大学—ソウル大学間においてオフィスを相互設置したことを契機に、東京

大学をソウル大学の戦略的パートナーとして、これからもその関係を強めていきたいと述べられました。表敬は約1時間にわたり行われ、大変有意義なものとなりました。



- 【人 事】 ●小峰隆夫氏（元 経済企画庁調査局長）常任研究顧問に就任（1月1日付）。
●藤江泰郎主任研究員 出向元の日本銀行に転出（2月28日付）。
●和田肇主任研究員 出向元の日本政策投資銀行に転出（3月31日付）。
●遠藤業鏡氏 出向元の日本政策投資銀行より着任、主任研究員に就任（4月1日付）。

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 時間制約のある働き方 市川恭子（主任研究員）
- ◆ 日本社会に不可欠な「関係性の組みかえ」—カイシャ人間からコミュニティ人間へ— 藤 和彦（主任研究員）
- ◆ 習近平政権に於ける歴史認識問題 川島 真（上席研究員）
- ◆ 日韓安全保障協力は可能か—回顧と展望 1965-2015— 細谷雄一（上席研究員）
- ◆ キッシンジャー World Orderに触発されて 小堀深三（特任研究顧問）
- ◆ 砲撃か乗船か—海上における実力行使の歴史的変遷— 由井暁生（研修員）
- ◆ ソウル国際フォーラムとの日韓共同研究の捉え方 井出智明（主任研究員）
- ◆ フランスのテロ事件を考える—イスラム主義との戦い— 松本 太（主任研究員）
- ◆ 人口減少下での地域 藤江泰郎（主任研究員）

※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>

発行/公益財団法人世界平和研究所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-2-2 虎ノ門30森ビル6・7F TEL.03-5404-6651 FAX.03-5404-6650 <http://www.iips.org/j-index.html>